

1 議 事 日 程 (第 3 日)

(平成26年第 1 回久山町議会定例会)

平成26年 3 月 20 日

午前 9 時 30 分開議

於 議 場

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 諸般の報告

- * 北筑昇華苑組合議会の報告
- * 粕屋南部消防組合議会の報告
- * 篠栗町外一市五町財産組合議会の報告
- * 久山町土地開発公社清算結了の報告

日程第 3 議案審議

議案第 1 号 久山町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

議案第 2 号 久山町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

議案第 3 号 久山町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

議案第 4 号 久山町課設置条例の一部を改正する条例について

(26久山町条例第 1 号)

議案第 5 号 久山町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

(26久山町条例第 2 号)

議案第 6 号 久山町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

(26久山町条例第 3 号)

議案第 7 号 久山町社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例について

(26久山町条例第 4 号)

議案第 8 号 久山町水道事業給水条例の一部を改正する条例について

(26久山町条例第 5 号)

議案第 9 号 久山町消防団条例の一部を改正する条例について

(26久山町条例第 6 号)

議案第 10 号 町道路線の変更について

議案第 11 号 平成25年度久山町一般会計補正予算 (第 5 号)

議案第 12 号 平成25年度久山町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)

議案第 13 号 平成25年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)

議案第 14 号 平成25年度久山町下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)

議案第15号 平成25年度久山町水道事業会計補正予算（第1号）

議案第16号 平成26年度久山町一般会計予算

議案第17号 平成26年度久山町国民健康保険特別会計予算

議案第18号 平成26年度久山町後期高齢者医療特別会計予算

議案第19号 平成26年度久山町下水道事業特別会計予算

議案第20号 平成26年度久山町水道事業会計予算

2 出席議員は次のとおりである（10名）

1番	吉村雅明	2番	山野久生
3番	阿部文俊	4番	有田行彦
5番	阿部賢一	6番	佐伯勝宣
7番	阿部哲	8番	本田光
9番	松本世頭	10番	木下康一

3 欠席議員は次のとおりである（なし）

4 会議録署名議員

8番	本田光	9番	松本世頭
----	-----	----	------

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（13名）

町長	久芳菊司	副町長	只松輝道
教育長	中山清一	総務課長	安部雅明
教育課長	伴義憲	町民生活課長	森裕子
会計管理者	松原哲二	税務課長	井上嘉明
健康福祉課長	角森輝美	田園都市課長	大穂正巳
上下水道課長	実渕孝則	経営企画課長	安倍達也
魅力づくり推進課長	久芳義則		

6 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議会事務局長	矢山良隆	議会事務局書記	笠利恵
総務課主査	阿部桂介		

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前9時30分

○議長（木下康一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりですが、ここで確認いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（木下康一君） 議事日程。日程第1、会議録署名議員の指名。久山町議会会議規則第119条により議長指名。8番本田光議員、9番松本世頭議員を指名いたします。

日程第2、諸般の報告。北筑昇華苑組合議会の報告。吉村雅明議員より報告を受けます。粕屋南部消防組合議会の報告。有田行彦議員より報告を受けます。篠栗町外一市五町財産組合議会の報告。山野久生議員より報告を受けます。久山町土地開発公社清算結了の報告。経営企画課長より報告を受けます。

日程第3、議案審議の方法。上程されている議案第1号から議案第20号を一議案ごとに審議の上、採決を行う。議案審議は以上のように行いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。

以上の日程で本日の会議を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 諸般の報告

○議長（木下康一君） それでは、日程第2により諸般の報告を行います。

最初に、北筑昇華苑組合議会の報告を受けます。

吉村雅明議員。

○1番（吉村雅明君） では、私のほうより報告をいたします。

北筑昇華苑組合議会報告。

平成26年北筑昇華苑組合議会第1回定例会が平成26年2月14日に古賀市役所において開催されました。出席は当町から町長と私、吉村2名でございます。議題については、条例関連4件と25年度補正予算、それから26年度の予算の計6議案が提案されました。慎重審議の結果、6議案とも18名中17名の全員の賛成によって可決されました。

その概要は、1件目、第1号議案北筑昇華苑組合議会の議員、その他非常勤職員の公務

災害補償等に関する条例の制定についてでございます。この条例は古賀市の例によるものとするというものでございます。

2件目は、第2号議案北筑昇華苑組合立北筑昇華苑条例の制定についてでございます。この条例は組合の施設の設置及び管理に関する条例の全部を改正するものでございます。

それから3件目は、第3号議案といたしまして北筑昇華苑組合行政財産使用料条例の制定についてでございます。この条例は組合の土地、建物を使用する場合の使用料等の額を今までは古賀市に付随するとしていたものを、今回、新たに組合分として決定するものでございます。

4件目は、第4号議案といたしまして、北筑昇華苑組合公平委員会設置条例を廃止する条例でございます。この条例は、昭和39年に定めた1市7町8一部事務組合が糟屋郡公平委員会規約を定め共同で公平委員会を設置していたけれども、現在設置理由もなくなり、今回、規約を廃止するというものでございました。

それから5件目は、第5号議案といたしまして、平成25年度補正予算（第2号）についてでございます。補正予算は歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,034万2,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,801万8,000円とするものでございます。主な内容は、歳出では総務費583万6,000円、葬祭場費1,450万6,000円減額ということになっています。歳入は、主に繰入金の減額でございます。

6件目、第6号議案でございますが、平成26年度予算についてです。予算の総額は歳入歳出それぞれ3億9,449万2,000円で、前年比1億4,733万2,000円の減額とするものであります。主な内容は、歳入では分担金として経常、創設費合わせて1,885万4,000円で、この中で久山町分は前年と同額の73万7,000円となっております。その他使用料及び手数料2億621万6,000円、繰入金1億6,071万1,000円ですが、なおこの内訳は財政調整基金から5,571万1,000円、施設整備資金積立繰入金から1億500万円ということになっております。ほか繰越金500万円とその他となっているわけです。

歳出は、会議費216万9,000円、総務費3,916万1,000円、財政管理費758万8,000円、葬祭場費3億3,430万8,000円、その内訳として、その分が前年比1億5,504万1,000円増ということでございまして、1億7,820万円が前の12月議会で報告をいたしました待合室の増築工事とその関連の備品購入費でございます。そのほか公債費1,385万4,000円、予備費500万円等となっております。

以上、数字ばかりを報告して終わりますので、報告中、特に条例関連につきましてもあわせて省略しておりますので、関係資料を議会控室に置いておきますので、御参照いただ

きたいと思います。

以上、報告を終わります。

○議長（木下康一君） 次に、粕屋南部消防組合議会の報告を受けます。

有田行彦議員。

○4番（有田行彦君） 粕屋南部消防組合議会の報告をいたします。

去る2月10日に開催されました平成26年第1回粕屋南部消防組合議会定例会の報告をします。

日程議事は、議案第1号から議案第6号、報告第1号、一般質問がありました。

議案第1号は専決処分の承認についてで、粕屋南部消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正するもので、人事院勧告及び組合構成町の職員の給与改定状況等諸般の事情を勘案し、消防組合職員の給料月額などの改定を行いましたので、承認するものであります。

次に、議案第2号は、粕屋南部消防組合火災予防条例の一部を改正するもので、住宅用防災警報器が新たに検定対象機械器具に追加されたことに伴い消防法施行令及び建築基準施行令が改正されたため、火災予防条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第3号平成25年度粕屋南部消防組合一般会計補正予算につきましては、歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ3,554万4,000円を減額し、歳入歳出の総額を19億7,958万3,000円とするもので、歳入の主なものは分担金3,912万円と地方債160万円の減額補正と繰越金800万円の増額補正し、歳出においては総務管理費180万円、消防費3,174万4,000円の減額補正するものであります。

次に、議案第4号平成25年度粕屋南部消防組合粕屋中南部休日診療所事業特別会計補正予算については、歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ744万9,000円を追加し、歳入歳出の総額を4,555万9,000円とするもので、歳入の主なものは繰越金744万9,000円増額、歳出においては総務管理費704万5,000円、予備費144万6,000円の増額補正と保健衛生費104万2,000円の減額補正するものであります。

次に、議案第5号平成26年度粕屋南部消防組合一般会計予算につきましては、歳入歳出の総額は歳入歳出それぞれ19億5,949万1,000円と定めるもので、歳入の主なものは分担金18億3,613万3,000円、手数料250万円、繰越金500万円、諸収入535万6,000円、組合債1億1,050万円で、歳出の主なものは議会費237万1,000円、総務費7,383万9,000円、消防費16億4,965万7,000円、公債費2億2,962万4,000円、予備費400万円となっております。

次に、議案第6号平成26年度粕屋南部消防組合粕屋中南部休日診療所事業特別会計予算ですが、歳入歳出の総額は歳入歳出それぞれ3,585万8,000円と定めるもので、歳入の主な

ものは使用料2,974万9,000円、繰越金600万円、財産収入8万1,000円であります。歳出の主なものは総務管理費23万円、保健衛生費3,345万4,000円、予備費217万3,000円であります。

以上、議案は全て原案のとおり可決されました。

また、専決処分の報告が行われ、組合の義務に属する1件50万円以内の賠償額の決定及び和解に関することで交通事故の示談のための損害賠償額7万8,000円、損害賠償の相手方は須恵町の上野由衣という住民の方であります。報告がなされました。また、一般質問はありませんでした。

以上、今回の臨時会、定例会の議会に提案されました議案等につきましては概要を説明いたしました。資料を議員控室に置いておきますので、参考としていただければと思います。

これで粕屋南部消防組合議会の12月の臨時会及び定例会の報告とさせていただきます。

以上です。

○議長（木下康一君） 次に、篠栗町外一市五町財産組合議会の報告を受けます。

山野久生議員。

○2番（山野久生君） 御報告いたします。

平成25年第1回糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合12月の臨時会が去る12月26日開会されました。

今回の財産組合議員選出につきましては、新規約により各市町1名となり、議員総数も7名で、うち2名が初選出の議員となっています。初議会で議長、副議長の選挙が行われ、議長に福岡市選出の徳永正幸氏となりました。また、副議長に粕屋町選出の八尋源治氏がなられました。

次に、議案第6号糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合監査委員の選任同意についてでございます。

提案理由、議会選出の議員に欠員を生じることとなりましたので、これを補充するため、新たに監査委員を選出するものであります。新たに監査委員として須恵町の三上政義議員が選任されました。

次は、第7号議案平成25年度一般会計補正予算は、慎重審議の結果、全員賛成で可決いたしました。補正予算の内容は、450万円を追加して予算の総額を6,356万9,000円とするものであります。主なものとして、歳出は林業総務費の造林事務委託として200万円増、道路維持費の作業道補修工事150万円増、林道建設費100万円の増となっており、一方歳入に関しては雑入の450万円の増となっております。

これで12月の臨時会の報告とさせていただきます。

また、去る2月26日招集されました糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会定例会の審議結果について御報告いたします。

今定例会には議案第1号から議案第3号の3議案が提出され、3議案とも原案のとおり可決承認されました。

議案の内容につきまして、平成25年度一般会計補正予算でございますが、歳入歳出それぞれ0円で、予算の総額を6,356万9,000円とするもので、主な内容は、歳入で財政調整基金繰入金110万円の増、雑入の福岡県水源の森の補助金110万円の減であります。また、歳出につきましては総務管理費の30万円の減、林業総務費の30万円の増であります。

補正は以上でございます。

次に、議案第2号平成26年度一般会計当初予算でございますが、予算の総額を5,061万5,000円とするものでございます。昨年と比較しますと約7%減の予算となっております。主な内容は、歳出では議会費が96万8,000円、総務費851万6,000円、事業費が3,983万円、公債費が20万1,000円であります。一方、その財源となります歳入につきましては、構成団体であります市町村の負担金が1,890万円、うち久山町の負担金270万円でございます。県補助金が1,172万3,000円、財産収入1,436万9,000円、繰越金200万円及び諸収入として361万9,000円が見込まれております。

次に、第3号議案財産処分については、所有地を道路敷地として篠栗町に寄附すること、所在地、篠栗町2728番地-2の一部、地目、山林、地籍597平方メートルであります。

以上で今回の臨時会、定例会の議会に提案されました議案につきまして概要を説明いたしました。資料を議員控室に置いておきますので、必要があれば参考にしていただければと思います。

これで篠栗町外一市五町財産組合議会の臨時会及び定例会の報告とさせていただきます。

○議長（木下康一君） 次に、久山町土地開発公社清算終了の報告を受けます。

経営企画課長。

○経営企画課長（安倍達也君） 御報告いたします。

久山町土地開発公社の解散に向けまして事務手続を粛々と進めてまいりましたが、ようやく県知事による解散認可が平成25年10月31日付で認可されました。この解散認可を受けまして同日付で平成25年度打ち切り決算となり、清算事業に着手いたしました。

それでは、お手元に資料1と資料2がございますが、まず資料1の平成25年度久山町土

地開発公社事業実績及び決算状況について報告いたします。

資料1の1ページをお願いいたします。

まず、1の事業経過でございます。平成25年5月17日に平成24年度久山町土地開発公社事業実績及び決算状況について監査会が実施されております。

次に、第1回理事会が平成25年6月5日に開催され、第1号議案として平成24年度久山町土地開発公社事業実績及び決算状況について審議が行われ、原案のとおり承認されました。

続きまして、2の取得事業でございます。本年度10月末の公有地取得事業費は0平方メートル、0円であります。

次に、3の土地処分、代物弁済でございますが、本年度10月中に代物弁済として弁済した面積は31万2,748平方メートル、弁済額は12億7,001万6,670円であります。

次に、4の保有地の状況でございますが、本年度10月末の保有状況は、公有用地及び特定土地の面積0平方メートル、期末価額0円であります。

次に、2ページをお願いします。

5の決算の状況でございますが、参考として3ページに損益計算書を添付しておりますが、本年度10月末の事業総利益が0円であり、事業総利益と一般管理費の178万1,901円を相殺しますと178万1,901円の事業損失となっております。これに収入として受取利息等の事業外収益2万3,764円を加算し、借入金の支払い利息825万9,904円の事業外費用を差し引きますと1,001万8,041円の経常損失が発生しております。この経常損失1,001万8,041円と12億8,300万円の特別利益13億167万2,509円の特別損失を相殺しますと当期純損失は2,869万550円となっております。また、前年度繰越準備金3,104万6,802円と当期純損失2,869万550円を相殺し本年度10月末準備金は235万6,252円となりました。

次に、6の借入金の状況でございますが、平成24年度末の借入金は12億9,000万円でありましたが、今年度中に700万円の償還を行い、残り12億8,300万円については代物弁済による債務返上を受け、平成25年度10月末の借入金の残額は0円となっております。

また、4ページから5ページにかけて貸借対照表を、6ページから以降に財産目録、キャッシュフロー計算書ほか附属明細表等を参考として添付しております。

次に、資料2をお願いいたします。

清算事業及び事務報告でございますが、本年度10月末で打ち切り決算となり、以降、清算事業に移っております。

1ページをお願いします。

1の清算監査会が平成26年3月7日に平成25年度事業実績及び決算状況について、それ

から清算事業及び事務について2名の監事により清算監査会が実施されております。

次に、2の清算人会が平成26年3月12日に開催され、第1号議案としまして平成25年度事業実績及び決算状況報告について、それから第2号議案としまして清算事業及び事務報告を行い審議が行われ、原案のとおり承認されました。

次に、2ページをお願いします。

1の財産目録及び貸借対照表ですが、5ページから7ページにかけて添付しておりますが、5ページの財産目録では差引正味財産が現金で623万9,722円であり、6ページから7ページにかけての貸借対照表ですが、資産の部、流動資産合計、現金で623万9,722円、固定資産は0円により、資産合計623万9,722円であります。負債の部では、負債合計0円、資本の部では資本金合計500万円及び準備金合計123万9,722円で、資本合計が623万9,722円であり、負債、資本合計623万9,722円となっております。

次に、2ページの2の残余財産でございますが、清算開始時現金預金は出資金500万円を含み737万5,285円で、受取利息の1,107円を合算して合計737万6,392円となっております。この残余財産は3の清算費用として人件費75万7,397円、費用弁償9万円、その他経費28万9,273円を合算して合計113万6,670円を支出しております。この清算費用は繰越剰余金より補填し、差し引き623万9,722円の現金は残余財産として久山町土地開発公社定款第26条第2項の規定に基づき平成26年3月13日付で久山町に帰属し、久山町土地開発公社は清算終了となりました。

最後に、久山町が久山町土地開発公社から弁済として譲り受けた土地につきましては、事業見込みや利用方法を精査し、企業誘致等も念頭に置き、可能なものは積極的に売却や賃貸活用を図ることで町の活性化を図っていく所存であります。また、町は今回の公社解散に伴い今後10年間、第3セクター等改革推進債の償還が続くことから、その間の経常収支比率及び財政健全化指標の実質公債費比率が高い状況が続くこととなりますが、現在取り組んでいる事業につきましては効率性や有効性を検証しながら進捗管理を行い、住民サービスの低下が起こらないよう努めてまいりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上、報告を終わります。

○議長（木下康一君） 以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案審議

○議長（木下康一君） 次は、日程第3により議案の審議を行います。

まず、議案第1号久山町固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてを議題といた

します。

本案は人事案件ですので、個人の私生活に言及することがないよう、発言には慎重を期していただきたいと思います。

本案に質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑もないようでございますので、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。

これより議案第1号久山町固定資産評価審査委員会委員の選任同意についての採決をいたします。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号久山町固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてを議題といたします。

本案に質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑もないようでございますので、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。

これより議案第2号久山町固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてを採決をいたします。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号久山町固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてを議題といたします。

本案に質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑もないようでございますので、討論を省略し、採決を行いたいと

と思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。

これより議案第3号久山町固定資産評価審査委員会委員の選任同意についての採決をいたします。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号久山町課設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑もないようでございますので、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。

これより議案第4号久山町課設置条例の一部を改正する条例についての採決をいたします。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号久山町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に質疑のある方はお受けいたします。

松本世頭議員。

○9番（松本世頭君） この議案第5号でございます。課長の報告によりますと、町長会で審議されて統一しようということで34万円から40万円に改めるというんで聞いております。私が申し上げたいのは、他の1市7町と比べまして久山町の財政的には半分ぐらいと思っておりますし、それだけ他の町と同調していいのかなあという気もしております。それで、その辺について町長のお考えを聞かせていただきたいと思っております。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 今回、今議員がおっしゃったように、糟屋1市7町で学識経験者の監

査委員さんの報酬が周辺の都市圏あるいは県下で比較するとかなり低いんじゃないかという意見がありました。その中で今回統一というか、必ずしも6町が同じ金額ではないと思います。一応これまで糟屋郡ではある程度足並みをそろえようということではありますけれども、今現在でも実は南部3町と中部3町では若干金額に差があるんですよね。そういうあれがある。ただ、監査委員さんの業務内容にすれば、特に学識経験で来ていただく監査委員の責任というのは非常に重いんじゃないかと、事務量にあわせて、ですから今回見直しを行おうと。古賀市あたりは100万円超えてるんじゃないかと思えますけれども、今、議員がおっしゃったように人口によって、規模によって、当然規模の高いところは監査委員さんの仕事量も責任感もということで高い部分は傾向的にはありますけれども、今言いましたようにこれまでは大体足並みをそろえてきておりました。今回、34万円から学識経験者については40万円にしようという形に、今言った久山町が人口が少ないからとか、だけどそのボリュームは人口、いわゆる予算規模にかかわらずそのボリュームとかその監査に対する業務の責任というのはさほど大きな差はないと思っています。そうはいつでもある町では40万円じゃなくて50万円にされることもあります、うちは人口がある程度あるからということで。だから、私としては久山町が人口規模が小さい、財政規模が小さいから他町よりも若干低くてもいいんじゃないかという御意見ですけれども、そりゃそういう考えも出てくると思いますが、私としてはいろんな面で足並みをそろえている中で、やはり久山町の財政規模いかににかかわらずその業務の重さということを考えて40万円に今回すべきじゃないかということで提案をしております。

以上です。

○議長（木下康一君） 松本議員。

○9番（松本世頭君） もう私も詳しく監査委員の日程とかどれだけ進められるのか、私も余り詳しくはございませんけれども、今非常に今後先ほど今後公債費も比率も上がってくるという中で、町民のいろんな意見の方を、お話を聞きますと、やはり僕的にも思うんですが、財政規模も小さいし、人口も少ない。他町においては100億円近い金で、また人口も2万8,000、3万超えてる中で40万円ぐらいで払ってある。だったら、久山町については、どう私考えても現状のままでいいんじゃないかなと私は思うんですよね。確かにそういう重責あると思えますけれども、そこら辺は他町は、足並みをそろえろという御意見がある、確かに古賀市においては100万円を超えていますね、であれですけども、私としてはやはり抑えるところは抑えて、ちょっと頑張って監査委員さんにもう少し頑張っていたきたいということで、そういう要望もしていただきたいなあという気持ちもございします。もう一度お考えをお聞かせください。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 先ほど言いましたように職の重さに対して監査の2名おられますけれども、やっぱりその責任の違いですね、そうすると必ずしも今の額が適正とは思いませんので、今回金額の増分を進めたいと思っております。あとはもうそれぞれいろんな思いがあると思えますけれども、一応私としては40万円、この案件を提案してるわけですから、皆さんで決定をしていただければと思います。

○議長（木下康一君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

佐伯勝宣議員。

○6番（佐伯勝宣君） 私もこれはそのままスルーしようと思ったんですが、ちょっと今、町長からもお話がございましたので、ちょっと気になる点もございましたので、参考までに教えてください。こうした特別職員のこういった報酬というのは、報酬審議会、こちらの答申があって、そういった根拠ですかね、そういったものを示さなければいけないんじゃないかというふうに聞いておりますが、やはりこういった周辺市町と同調という形でこういったものを監査委員だけ上げれるものなのかどうかというのをひとつお伺いしたいのと、そして町長、今負担というふうにおっしゃいました。ちょっとふと思ったんですが、それだけ有識者の監査委員さんに負担がかかっているのかどうか、比重として、それをちょっとお聞きしたいと思えます。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） まず、1点目の特別報酬審議会の対象にはなりません。

それから、負担になってる、それは大きな負担だろうと思えますよ。40億円から50億円の前算の執行に対して、あるいは行政運営に対する監査をしていただくわけですから、当然重く思えます。今までの額でいいのかというと、やはり考慮した場合、だから安易によそに追従じゃなくて、監査委員としての職責の重さを今までは34万円という形でずっとしてきていただけてますけども、ほぼこの専従の方が専門知識を持って責任を持っていただけてるわけですから、仕事量に合う私は額をするならば、これ以上本当はもっとよその町も言うてありますけどももっと高くてもいいんじゃないかなということだけれども、一旦今回の増額でいこうかということでしたので、久山町も同じ提案をさせていただきました。

○議長（木下康一君） 佐伯勝宣議員。

○6番（佐伯勝宣君） 報酬審議会にはこれは当たらないということですので、これは納得しました。

私、負担がかかるというふうに申しあげましたのは、同じ負担がかかるのであれば、議員のほうの監査委員、こちらのほうも同じように上げるということになるんじゃないかなと思ひまして、そういった意味での負担、バランスでございます、そのことを町長に申し上げた次第でございますので、一方だけ上げるというのではなく、それだけ負担がかかっているのであれば、議員のほうもこれは考えなければいけない。でも、それは町長にお伺いする項目じゃないのかもしれませんが、そういった意味でお聞きした次第でございます。それについて、また町長、コメントございましたらお願いします。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 一般的には学識経験の監査委員さんのほうが、もともと差をつけてるのはそういうところにあるわけですから、重責だと思つてます。だから、こちらを上げるからこちらを上げるかという、そういう考えもあると思ひますけれども、より今の報酬を見た場合に、もう少し差があつてもいいんじゃないかというのが今回の提案でございます。

（6番佐伯勝宣君「わかりました」と呼ぶ）

○議長（木下康一君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、反対討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 次に、賛成の討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） それでは、これにて討論を終結いたします。

これより議案第5号久山町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての採決をいたします。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（木下康一君） 起立多数であります。よつて、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号久山町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑もないようでございますので、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。

これより議案第6号久山町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についての採決をいたします。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（木下康一君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号久山町社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑もないようでございますので、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。

これより議案第7号久山町社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例についての採決をいたします。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号久山町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑もないようでございますので、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。

これより議案第8号久山町水道事業給水条例の一部を改正する条例についての採決をいたします。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（木下康一君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号久山町消防団条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑もないようでございますので、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。

これより議案第9号久山町消防団条例の一部を改正する条例についての採決をいたします。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号町道路線の変更についてを議題といたします。

本案に質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑もないようでございますので、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。

これより議案第10号町道路線の変更についての採決をいたします。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号平成25年度久山町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

本案に対し質疑のある方はお受けいたします。

松本議員。

○9番（松本世頭君） じゃ、ちょっと質問をさせていただきます。

猪野地区においては、最近、10アール当たり700万円で転売されております。また、

2、3日前の西日本新聞の県下の地価評価について出てましたけれども、久山町だけが評価が下がっていたと記憶しております。今回の食のひろばが計画されている地域においては坪9万2,400円、10アール当たりになると2,700万円となります。公の道路に面しているとはいえ10アール当たり2,000万円もの違いについて、町長はどう思われているのかまずはお聞かせいただきたいと思います。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 10アール当たり700万円というのはどの土地か私もわかりませんが、今、食のひろばで計画の中で予定してる価格というのは、あくまでも土地の鑑定評価に基づいて出してる価格でございますので、そこに差があるかどうかというのは、私はそれ以上のことはわかりません。

（9番松本世頭君「じゃ、いいです」と呼ぶ）

○議長（木下康一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） ないようでございますので、質疑を終結いたします。

本案に対しましては、松本世頭議員外2人からお手元に配付のとおり修正動議が提出されております。したがって、これを本案とあわせて議題とし、提出者の説明を求めます。

松本世頭議員。

○9番（松本世頭君） それでは、修正案に対する趣旨説明をさせていただきたいと思います。

このたびの平成25年補正予算（第5号）について修正予算の説明をさせていただきます。

私はこの補正予算に対して議会軽視、また農業関係者並びに住民無視も甚だしいと思っております。当議会においては、さきの議会、9月議会で確かに補正予算1,000万円超は可決いたしました。誰かが予算総額3,000万円ないし5,000万円ぐらいの事業ぐらいと思って賛成されたのだと私は思っております。また、一部の事業内容については直販所を提唱してきたので、ある程度納得はしていますが、今回の議会において初めて事業総額8億円以上、町の持ち出し金約5億3,000万円の説明を受けましたが、事実関係に照らしても疑問に思います。ましてや農業委員会、また各農業団体、生産者等に何ら説明もなく、いきなり食のひろば設置に8億円超の予算を補正で上げてくる執行部のやり方に怒りを禁じ得ません。本来ならばこれだけの大きな事業、当初予算に計上し、住民に情報を提供し、議会にも説明をするのが本来の姿だと私は思っております。私は二十数年議員として予算等にかかわってきましたが、こんな無謀な方法は決して町民のための政治手法とは思って

おりません。町執行部におかれましては猛省をお願いしたいと思います。正副議長におかれましては、さきの議会運営委員会において、もし倒産しても土地が残るから被害も少ない等の発言をされた経緯があります。住民軽視も甚だしいと思っております。なのみの里建設については粕屋町の持ち出し金500万円、ひとまるの里については農協の持ち出し金1,500万円で、それぞれに厳しい中で一生懸命に頑張っておられるのが現実でございます。今、同じ食という言葉の中で多くの自治体では中学校給食が実施されているが、多くの町民が望んでいる本町の中学校給食は実施されておられません。また、今、将来の人口増については、30年後、今の日本人の1億二千数百万人が9,000人を割ると言われております。計画の一部分は先ほど述べましたようにある程度理解できるが、この補正予算8億数千万円については到底理解できない、リスクが大き過ぎるし、時代遅れの感があり過ぎると思っております。第1、第2合同委員会でこの議案に賛成していただくと3,300万円のメリットがあると説明されたが、もし最悪のとき誰が責任をとるのか定かでない。町税を絶対に使わないという保証はあるのか。今、他の自治体におかれましては、農地は10アール100万円でも買い手がない状況であります。久山町においては、さきの入札で10アール1,000万円で落札された経緯があるが、今回の計画農地におかれては坪9万3,000円以上、10アールで2,700万円、またこの造成費用については2億円ぐらいの予算が組んであります。どうして同じ農地がこう価格が違うのか、もちろん先ほど町長述べられましたように評価委員の評価であります。価格差があり過ぎるのは行き過ぎであります。私は全てを反対と申し上げているのではありません。いま一度予算をゼロに戻して町民各位の意見を聞き、多くの町民が理解できるような手法で行うことが大切ではないかと思います。議員各位におかれては、るる申し上げてきましたが、報告をもとにしっかりと判断をしていただきますことを切に望みまして私の趣旨説明にかえさせていただきたいと思っております。

○議長（木下康一君） 提出者の説明が終わりましたので、これより修正案に対し質疑のある方はお受けします。

佐伯議員。

○6番（佐伯勝宣君） 実は私もまだ、もやもやした部分がございますので、教えていただきたいということで質問させていただきたいんですが、昨日も町長、病をして、体調不良ながらも来ていただいて説明をいただきました。しかし、私はやはり農業者、こちらに対してある程度根回しをして、その上で議会が決を下す、そういった流れのほうが私は望ましいと思っておりますが、その肝心の農業者に対してどうも伝え聞く話では想定以上に話が行ってないと。町長の昨日の意見では。

（「質疑じゃない」と呼ぶ者あり）

いや、違います、そういったことが必要あるのかというような旨の発言でございました。しかし、やはりある程度それは農業者がどれくらい知っているのか、それを私は知りたいと思います。そして、今、発言されました松本議員に農業者、農業関係者にどの程度話が行っているのかお聞きしたいと思っております。

以上です。

○議長（木下康一君） 松本議員。

○9番（松本世頭君） 今、佐伯議員から質問がありました農業者に対するどれだけのあれをやっているかということでございますけど、私が知る範囲内では、ほとんど行ってないのが実情でございます。せんだって、議長もねこれはあなたの質問にはありませんでしたが、町長、病をして議会のほうに説明に来られた、私はそのことについては云々は言いませんけど、ただ手法が間違ってると思うんですよ。やはり議会には議会運営委員会がありますので、全員協議会、そういう申し出を町長の発言を、説明を聞きたいということがありましたらば、やはり議会運営委員会に諮っていただきまして議会運営委員会が了承すれば、皆さんに全員協議会を開催する趣旨を報告、連絡するのが筋であって、今後局長から連絡、私議会運営の副委員長でございますけども。

○議長（木下康一君） 松本議員、質問に対してお答えをしてください。

○9番（松本世頭君） わかりました。ですから、そういうことで、そういうことでありましたので、ちょっと。

だから、先ほど佐伯議員が申されましたことに対しましては、はっきり申し上げて町民各位ほとんどの方が詳しく知ってない、また議員皆さんも知ってなかったと思うんですよ。そこが私は、だからこの議案に対して廃案にせろと言ってるんじゃないです。もう少し慎重に事を進めるほうがいいんじゃないか。多くの町民がそう思っておりますから、私は申し上げてるところでございます。その辺を十分理解していただければ幸いと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（木下康一君） 佐伯議員。

○6番（佐伯勝宣君） 私は、やはり判断するに当たって農業関係者がどう思っておられるかというのは、これ非常に重要な要素であろうと思います。町長がおっしゃった数字に対してこれに対して決をとってくれと、判断してくれと投げかけられた、しかしやはりその中には町のその事業に対しての熱意、これは感じられるべきであろうと思いますし、残念ながら今回ちょっと早急な感じがありまして、目に見えるものが非常に少なかった。何が目に見えるものかといいましたら、一つ大きな要素が農業関係者の意見であろうと思います。それは、この事業に対して細かく説明をしてほしいという、そういったものじゃござ

いません。ある一定の農業生産者がこれだけメリットがある、町はこういう考えを持っているというのをせめて農業委員ぐらいには示してほしかったということでございまして、それから今のお話からしたら、ほとんどそういうのは知らなかったとなりましたら、今回議会が議決して議会が議決しましたよというのは、これは大きな錦の御旗になるわけでございます。その錦の御旗をかざして明日の百姓談義なり、そうした大きな集会など、これは非常に私は怖いなという部分がございます。ある程度根回しが行ってるのであれば、これは議会もプッシュできます、いや、町はこう考えています、やりましょうよということ

○議長（木下康一君） 佐伯勝宣議員、修正に対して、松本議員の提案に対して質疑をするようにお願いします。

○6番（佐伯勝宣君） ですから、そういった意味ではちょっと後を振り向いたら誰もついてきてないと、そういうふうなこと印象がございます。その辺、もう一度、そういったレベルの話というのはなかったのかどうか、農業関係者から、やはりそのあたりは、一番農業についてはお詳しい方の一人だと思っておりますので、松本議員に尋ねたいと思います。

○議長（木下康一君） 松本議員。

○9番（松本世頭君） 一度課長からも報告がありましたように、どこぐらいまでの人を集められたかわかりませんが、1回だけ開いてあるんですよ。

（6番佐伯勝宣君「1回だけ」と呼ぶ）

ただ、我々生産者には全く聞こえてこんし、後で誰か、風のうわさで聞いた記憶がございます。ですから、その中で正直言って私もいろんな人から電話なり何度か聞いて、またそれ調べましたけれども、主だったる一生懸命地元の農業に精通してある方各地域におられますけれども、その方たちはそのことについては一切報告されてなかったのは経緯である。ですから、私は、そういう人たちの声を聞いて議会人たるもの、やはり町民の声を大事にしていくのが議会人の務めでありますので、私はその議案に対して反対してるんじゃないですよ、あくまでも、その辺を皆さん誤解しないでください。慎重にやるべきだということをお願いいたします。その辺を理解していただければ、何度も申しませんが、よろしく申し上げます。

（6番佐伯勝宣君「結構です」と呼ぶ）

○議長（木下康一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいまから討論をお受けします。

修正案がありますので、まず原案に対する賛成討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 次に、原案修正案に対する反対討論をお受けします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 次に、原案に対する賛成討論をお受けします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 次に、修正案に対する賛成討論をお受けします。

本田光議員。

○8番（本田 光君） 松本議員からも説明がありましたように、議案第11号平成25年度久山町一般会計補正予算（第5号）に対する修正案に賛成討論を行います。

私は道の駅構想について3月5日の一般質問でも問題点を指摘しました。この構想の推進費が25年度一般会計補正予算に集中しており、観光費、款目として一般財源約500万円、地方債、すなわち借金が1億3,790万円となっています。町長の所信表明によりますと、道の駅との複合施設として整備する直販所や食のひろばは町の活性化と魅力創造の観光交流拠点として整備するものである、町の経済効果を発揮するだけではなくて第1次産業の活性化や新たな雇用促進、高齢者の働く場と生きがい、健康づくり、食文化の発信を生み出すものと言われております。しかし、これだけの一大事業であれば、地元説明はもとより地権者、農業委員会に具体的な説明を町として果たして当然ではないでしょうか。町長はこうした質問に対して地権者には今月中に説明するようにしていると、また農業委員会には計画を進める段階で相談していくと言われております。具体的な説明はこれからだ、当局自身も認められているように、あたかも道の駅、食のひろば建設は既成事実下のように進められていることは住民不在であり、合法的な手法ではないと私は思います。さらに、道の駅などで新たに改築されようとしている久原Aコープの販売所への支障を来すことがないように求めることでもあります。道の駅構想に町が投資したり町長が社長を引き受けた場合、町のリスクや条件、失敗したときの責任は過大なものになります。町長が事業所の責任者になるかのように聞きますけども、事業次第ではのべつもなく町税が投入されるおそれがあり、道の駅等々の計画はしっかりした民間事業者任せ、町は民間事業が行う土地の用途変更などの手続上の仕事、住民本位の役割を果たすよう求めるとともに、平成25年度の久山町一般会計補正予算（第5号）に対する修正案に賛成討論といたします。

○議長（木下康一君） 次に、原案に対する賛成討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 次に、原案修正案に対する反対討論をお受けします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 次に、原案に対する賛成討論をお受けします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 次に、修正案に対する賛成討論をお受けします。

有田議員。

○4番（有田行彦君） 私は修正案に賛成いたします。審議が今、十分ではないと私は理解しております。約1億9,000万円の補正予算だけでなく、これから町が投資していく約5億3,000万円近く、体験農園のための農地4,000平米の借地代、あるいはそれにビニールハウスの建設などの事業のためのほかに、今は見えていませんが事業費がかさんでくるといっておそれがあると思います。そういった中で売上目標の目安についてはこれだけの投資の割には年間3.6億円ではほかの地域の施設に比べれば少ない。例えば新宮町の施設では年間3億円売り上げてますよ、建物敷地代、約1,500万円の中で3億円売り上げてる。これだけの投資をすると、それなりの売り上げの目標をつけるべきである。そして、町は家賃や借地代で投資した分を回収していかななくてはなりません。それでは幾らで貸すのか、こういったものも明確に今数字的には出しておられません。やはりこういったものもよく計算の上、やられていく必要がある、そして議会あたりに提出する必要があるんじゃないかと私は思います。そういった中でゴ－発信は不安があると思います。国の補助も必要かもしれないが、町民の税金をもって投資する金額が今回は大き過ぎます。また、町民の道の駅構想に対する期待にどんな期待を持っておるか、あるいは町民のどんな期待を応えられるかは疑問だと私は思います。また、町長の代表取締役になる問題あたりはまだ解決されておられません。そういった中で、この道の駅構想を進めることについては、私は反対であります。起債を起こして、町長も土地の件を言われましたけども、もしものときは土地があるからいいじゃないですかと、こういうふうな話をされましたが、起債を起こして土地を購入し、土地を手放すときは鑑定評価で手放さなくてはなりません。いわゆる買った鑑定評価価格と、それから借りて返さなくちゃいけない利息プラスで売れるかどうか、買った価格で売ればいいけども、買った価格だけでは今度はいけないんですよ、売るときは。やはり利息をプラスして売らなくちゃいけない。これから私は議会特別委員会を立ち上げて十分審議してこの道の駅構想を検討していく必要があると思います。これを白紙に戻して、もう一度立て直して議論をしていく必要があると思いますので、修正案には賛成いたします。

以上です。

○議長（木下康一君） 次に、原案に対する賛成討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 次に、原案修正案に対する反対討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 次に、原案に対する賛成討論をお受けします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 次に、修正案に対する賛成討論をお受けします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） それでは、これにて討論を終結いたします。

これより議案第11号平成25年度久山町一般会計補正予算（第5号）の採決をいたします。

まず、本案に対する松本世頭議員外2名から提出された修正案について採決します。

本修正案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（木下康一君） 起立少数であります。よって、修正案は否決されました。

次に、原案について採決します。

原案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（木下康一君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩に入ります。

再開を10時55分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時40分

再開 午前10時55分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（木下康一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、議案第12号平成25年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案に質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） では、質疑もないようでございますので、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。

これより議案第12号平成25年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の採決をいたします。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号平成25年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案に質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑もないようでございますので、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。

これより議案第13号平成25年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の採決をいたします。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号平成25年度久山町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案に質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑もないようでございますので、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。

これより議案第14号平成25年度久山町下水道事業特別会計補正予算（第2号）の採決をいたします。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号平成25年度久山町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案に質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑もないようでございますので、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。

これより議案第15号平成25年度久山町水道事業会計補正予算（第1号）の採決をいたします。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号平成26年度久山町一般会計予算を議題といたします。

本案に対し質疑のある方はお受けいたします。

本田光議員。

○8番（本田 光君） ページの37ページあけてください。この中に款の総務費、一般管理費の中に平和事業補助金というのが一番下に出てきております。15万円、一般管理費の中に計上されております。これは特に戦後68年たった今、尊いこの平和というのはどういふものかというので、町長も有線放送を活用されたり、あるいはまたいろんな原爆展をレスポアール久山で展示していただいたり、さまざまなこの平和活動に寄与されています。これは高く評価するものだというふうに思います。したがって、今後どういふふうに、特に今、昨日も戦没慰霊者、忠霊塔でありました。ここに参加されとる方たちも、もう高齢を召されて、出席者もだんだんと少なくなっているという、そういうときに二度と戦争しないと、そういう犠牲者を出さないという、今は特に集団的自衛権とかさまざまな憲法を変える話やら、さまざま出ておりますけれども、やはりこの尊い平和をどう築き上げていくかという関係では、町当局も努力されている点は評価しますが、今後の取り組みとして、それについてまずその点を伺いたいと思います。

それから、ページの45ページ見てください。この中に款の総務費の中にまちづくりプロジェクト推進費という、これは先ほどの11号議案と関連した部分も一部出ております。その中の委託費の中のプロジェクト事業設計計画策定支援業務委託料とか、これが645万

円、これはコンサル会社に支払うものでありますけども、やはり今後先ほど来から意見が出ておりますように、この住民の意見を十分吸収して事業をやるからには対処していくというのが本筋じゃないかというふうに思います。したがって、私が何を言いたいかといいますと、やはり住民の声を聞いてそれをどれだけ町民にお返ししていくかという、これは行政だけじゃなくて議会にも問われております。そうした関係を今後そういうまちづくりを進めていく上で町長はどういうふうにお考えになつとるか、もう大体今まで大体聞いているからおおよそはわかります。その点をお尋ねしたいと思います。

それから、ページ67ページ、67ページの中に、ここに民生費、款の民生費の中に乳幼児・子ども医療費支給事業費で、先ほど採決されました例えば監査委員の学識経験者の関係が採決されましたけども、町長は郡内、今、統一を基準にさせていただくというふうに言われました。この子供の医療費については、郡内統一じゃないわけですね。特に古賀市は入院についてのみ18歳までとか、あるいはまた新宮町は就学前まで入院、通院とも無料という、この糟屋関係から見ると県の政策よりも入院については小学校6年生まで、これは大体統一なかなかされていないと、財政規模等の関係もある程度は影響するかもしれませんが、ぜひ少なくともこの先進自治体というふうには言いませんけども、やっぱり糟屋郡が、1市7カ町が足並みそろえるような、そういうふうに努力をしていただきたいというふうに考えます。したがって、できれば、いわゆる低学年のときだけが一定費用かかるし、高学年になればなるほど免疫ができて大きい財政支出にはならないんじゃないかというように専門家も言ってますし、中学生まで引き上げて、対象児を引き上げていただきたいというふうに思っております。

それからもう一つ、68ページから69ページですね、これには民生委員の中の子育て支援事業の中に負担金補助金関係がなされております。これは久原小学校関係の学童保育所なんですけど、先般、委員会審議のときに現地も見せてもらいましたけども、旧幼稚園跡地ですね、そしてその後に幼児園という、そののちに入りましたけども、そののちよどここの役場の下側の用地なんですけど、そこに小学校6年生までの学童保育、そして分園か何かされるような意向があるようなんですけども、果たしてその場所がいいのかどうかと、これはまた検証する必要があるんじゃないかというふうに思います。ですから、そうした学童保育所が変わる人たちあるいはまた子育て会議等あたりも含めていろんな場所的にそこがいいのかどうかと、全体的無理というのはグラウンドでは狭過ぎる、だから当然そうなった場合、どこだったらいいいのかという点を、もう少しそこに固定的に決めるんじゃないかと慎重な対応が必要じゃなからうかと思っております。ぜひみんなでこれからのいい方向に活用していくという立場から場所の選定も含めて検証していく必要があるんじゃないかと思いま

す。その点、お尋ねします。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 1点目の平和事業については、以前から本田議員さんの御意見等をいただいているんですけど、極力それになうような形で、予算だけの面じゃなくて、が高いどころやなくて、子供から大人まで、町民全員に対するそういう平和の意識を忘れないでということですから進めてまいりたいと思います。

それから、プロジェクトの関係ですけれども、先ほど補正分についてはいただいたんですけど、これも決定いただいた以上は、必ずや成功するように方向に向けて、確かに今回、特に補正予算につきましては、いろんな御意見が出てもおかしくないような、結果的にそういう手順になったことは私も大変反省してるところがあります。しかしながら、もう当初スタートのときから町の活性化についてこういう事業をやっていかうということでこの計画に入っておりますので、今回決定いただいた以上は、今後はそういうことがないように、農業委員会、農業者という、もちろんそういう方たちには不十分な説明だったと思いますけれども、事業全体としてはそういう特定の方だけでなく全町民にかかわる事業だと思っています。それで、まちづくり事業についてはこれにかかわらず、この事業が特にこれからの久山町が第3次総合計画で定めている魅力ある元気な町を目指してます。それにはやはり久山町の基本構想の理念であります国土、人、社会、これを元気にすることだろうと思っていますので、その3つの理念を実現化する上でも今回のプロジェクトが大きな事業になってくると私は思ってますので、今後農業者、それとか関係委員会の方々もそうなんですけれども、まずは第一に議会だろうと思っていますし、町民の方にはまちづくりのシンポジウムを、これも前からちょっと言っていたと思いますけれども、本当は5月あたりにやりたいなと思ってたんですけど、ちょっと今自分がこういう形なんですけれども、こういう大きなプロジェクトを進める上では、やはり議員がおっしゃったように町民の意見を聞く場を作りたいと思います。

それから、乳幼児の医療費の関係については、監査委員さんの報酬についても郡内統一、これは強制力を持ったものではありません、あくまでも同じ糟屋郡内であればいろんな共同事業をやっている生活圏が一体ということなんで、できるだけ足並みをそろえようという中で、今回糟屋郡で監査委員の手当についても上がっておりますけど、全部が一緒には恐らくないと思います。だけど、それはそれでお互い尊重しようということになっています。そういうことで、医療費についても郡内統一ではないけれども、大多数ができるだけ足並みをそろえようという、同じ生活圏です。ところが、こういう医療費とかそういうことについては、扶助費関係については、どうしても市長選挙あたりのマニフ

エストといいますか、そのテーマになりやすいところがあって、どうしても一市長が公約に上げたりすると、足並みをちょっと一歩前進した結果が出るところがあるんですね。けれど、それに全部いつも合わせていくと大変なことに、大変なことというか扶助費が非常に膨大となりますので、やはり適正な形での扶助費の価格を決定すべきだろうと思っていますので、今後とも市町長会で協議しながら、できるだけ不均等がないような形で頑張っていきたいと思います。

それから、学童保育の建設については、一応もう久原がもう満杯になるということで今年度予定をしております。場所については、必ずしも学校敷地内とか近辺という条件はないんですけれども、やはり子供たちを預かる以上は、できるだけ学校の敷地内あるいは近辺がいいだろうということでいろいろ今検討しておりますけれども、一番、今、候補地として上げているのが旧久原幼稚園の跡地で、道路を1つ挟んでますけれども環境もいいんじゃないかなということ、特に今回は高学年のほうを預かる学童保育所になりますので、あの距離なら十分でないかなということで、今一応そこを第一候補として上げてますので、そういう関係者あたりとも協議しながら最終的に場所を決めたいと思います。年度内の執行ですから、できるだけ早くやらないといけないと思っています。

○議長（木下康一君） 本田光議員。

○8番（本田 光君） 平和事業関係については、立派な、立派というよりも前進面は結構あります。ただし、やればどこまでやるかというふうになるわけですが、今までやらねど以上にとただ26年度はこういうふうにするんだというふうに方向性があれば、昨年と同様だというふうなことよりも一歩前進していくという、これが大事じゃなかろうかというふうに思います。それから、二度と戦争のない平和を構築するためにどういう子供たちから教育をしていくかという、もちろん子供だけじゃなくて大人の社会もそうなんですけど、やはりそういう点で何かいま一つ危うい方向に向かおうとしているような現状がありますから、ぜひ平和事業に対する力を入れていただきたいと、再度、町長、答弁を求めたいと思います。

それから、まちづくりのプロジェクト推進費から見ますと何かコンサル任せというか、コンサルタントがこうだと言えばこういう向くんじゃなくて、やはり町の本来のあり方ですね、そしてやはり先ほど町長もおっしゃったように町民の意見を聞くというのはプロジェクトというふうに言われました。それは当然イロハの初歩的なことなんですよね。ですから、住民の意見を聞くというか各種団体の意見を聞くという、そういう方向性を今度の場合はそれが後先になってきたんじゃないかと私は思います。したがって、今度町政をつかさどっていく立場からは、当然そういう民意が反映できるような方向性を探るべきじゃ

ないかというふうに思います。ですから、本来であったら町の基本、いわゆる計画とか、いろんな町の基本的な策定関係は議会も一緒になってでもやるぐらいの構えで町長も臨んでいただきたいと、議会に提案して、ぜひそういうふうに運用したいというふうに思いますが、その点もまた答弁求めたいと思います。

それから、先ほど子供の医療費の関係から見ますと、各町が大体この5町関係は足並みがそろつような状況なんですよね、久山から宇美町。ところが、新宮は若干違う、そしてまた古賀市が違ふと。1市7カ町というのは、大体糟屋は共通した政策のもとにやってきたという前進面があります。ですから、その前進は前進で評価したいと思いますが、町長、できれば一番子育てがしやすいようなまちづくり、そしてお年寄りがまたいろんな買い物弱者とか、そういう人たちが出らんようなそういう方策も一方じゃ必要だし、ぜひ子育てだったら久山町というぐらいの政策をするためには、子供の医療費の対象児をもうちょっと引き上げていいんじゃないかと思います。糟屋郡の市町長会等あたりでもぜひ検討願いたいと思います。その点を答弁求めます。

それから、久原小学校の学童保育所の関係では、第一候補地としてというふうに、町長、そこの旧幼稚園跡地を言われましたけども、関係者等あたりの意見も十分聞いた上で最終的な結論を出すという、要はそういう使用する側、そして子供さんたち、保護者の意見等あたりも聞く必要があるし、同時に最終決定をどの時点でするかという点も含めて、もう少し時間があるんじゃないかと思ひますし、そこは余り慌てずに慎重な対応をして最終決定をする必要があるんじゃないかと思ひます。再度答弁を求めたいと思ひます。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 平和事業については、特に子供たちの平和に対する意識高揚といひますかね、学習というのをしっかりすることが大事だろうと思ひますので、その内容については各学校あるいは教育委員会のほうにお任せをしているところでござひます。

それから、まちづくりのほうですけれども、特にプロジェクトについてコンサル任せじゃないかなと、いろいろ協議会にとつても言ひましたように、建物が決まつてるとか既成のものを造つているのであれば専門のコンサルに企画立案はある程度任せてもいいと思ひますけれども、今回進めてるのは町の活性化を町が主体となつてやっていこうということを進めてる事業でござひますので、決してコンサル任せじゃない。ただし、やっぱり一般的な行政がやる事業じゃないから、経営に対する能力あるいは手法とかというのは役場職員ではそこまでは持つてないわけですから、そのシンクタンクとしてそういうプロのコンサルタンの指導あるいは協力を得ながらやっていくべきだろうと思ひます。決してコンサルがこうしなさいということ行政がそれに流されてやっていくというわけでは

ございませんので、御理解をいただきたいと思います。決定は町のほうがしていくわけですから。

それから、いろんなことを議会も含めて計画ということなんですけども、これはやはり議会と行政というのは同時にその役割もあるわけですから、一緒に仲よくこれはむしろ逆効果でないかなと思っていますので、当然企画立案については執行部できちっと考えて、それを議会のほうに提示、御検討をお願いする、これはきちっとその線は引かれておくべきだろうと思いますので、ただその意見、やりとり、御意見についての指導というのは当然これからも得ながら方向性は議会も私たち町執行部も一緒だと思いますので、そういう形で進めさせていただきたいと思います。

それから、乳幼児医療費については、社会の変遷に伴って、情勢に伴っていろんな扶助費の改定とかもこれまでもやってきてるわけです。ただ、子育て支援が必ずしも扶助費だけが子育て支援でないと思はれます。そういう中で特に今、少子化が進む中で国も子育てに対する政策、子ども手当等、十分に配慮した政策をとってるわけですから、むやみに扶助費を上げるんじゃないで、全体的な子育て支援としてどうすべきかということをもっと考えていきたいと思っています。そういう形でこれからも進めていきたいと思っています。

それから、学童保育については、もう予定地はある程度もう限定されます。いろいろ検討しようにも、もう敷地内にすることは、運動場の中にするわけにはいきませんので、考えられるのは運動場の端の浄化槽跡地の周辺あるいは今言った幼稚園跡も、この2カ所以外だとかかなり場所が離れるんじゃないかなと思っていますので、これについて総合的に考えて久原小学校の将来のプール施設とかの場所の変更とかを想定しながら考えていきたいと思っています。

以上です。

○議長（木下康一君） 本田光議員。

○8番（本田 光君） 最後に、やはりこの学童保育所の設置場所、ここだという最終決定、第一候補地というふうにおっしゃったんですが、最終決定ということではなくて、この関係者等あたりの意見などを十分踏まえた上で、どこだったらいいかという最終的な方向性は打ち出す時期は近いうちに来るんじゃないかと思っています。今すぐ、もうここだと固定的に決めてしまわずに対処していく必要があるんじゃないかと思っていますし、ぜひ多くの関係者等あたりの意見を聞いていただきたいというのが質問ですが、再度また答弁を求めたいと思います。

それから、いろんなプロジェクト関係を見た場合、意外とコンサル、コンサルの人たちというのはある程度それが専門でやるわけですから、意外と設計者が1億円と言えば当然

1億円近いような数字が出ます。やっぱり入札関係のあり方も含めていろんな公契約、一般質問でも言いましたけども、やはりそういう角度からも見ていく必要があるんじゃないかと。これから消費税増税が待ち構えておりますけども、今度の予算の中にもそういうのが一定出されますね、消費税増税の関係が。ですから、これから一つの町を運営していくためにはいろんな政策が要るわけですけども、私が言いたいのは、コンサル会社のただ言うままになってはいけないということが1つあります。やっぱりそういう方向じゃなくて、町の考えはこうだということをしかりと審議していただきたいというふうに考えます。そこらあたりも答弁求めます。よろしく。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） プロジェクトの事業の進め方については、コンサル任せじゃなくて、きちっとコンサルと協議して進めたいと思います。

それから、学童保育については、これももう新年度事業ですから、そんなに場所で時間を費やすことできませんので、私はこの委員会である程度場所提示してる、大体了解が得られてるのかなとちょっと自分なりに思ってたけれども、もし場所等について何かこういう御意見があるんであれば、もう少し時間をかけて、ただいろんな人というんじゃなくて、当然学童保育指導員の人たちは、果たしてそういう高学年の子供たちを預かる施設としてその場所が適切か不適切か、そういう意見もあれば参考にしたいと思いますけれども、あとはもう町と議会のほうでの協議でいいんじゃないかなと思います。

○議長（木下康一君） ほかに。

有田議員。

○4番（有田行彦君） 私は45ページのまちづくりプロジェクトの中の委託料、コンサルに対する委託料648万円、これが斎藤氏、もう固有名詞言っていいっちゃなかろうかと思いますが、斎藤氏に払われる委託料であるならば、私もコンサルタントに払う委託料がこの金額で妥当であるのかどうかというのはちょっと私もわからないんですよ、どういう基本でそういうふうな数字になったのか、あるいはこんなふうに入札とかということはないだろうとは思いますが。というのは、かつてレスポアールの横にバス停を造られて、あのとき総工費300万円、うち50万円がコンサルタント料と、そうすると現在あのバス停が町民に理解されているかということ、ちょっと疑問を持つもんですから、このコンサルタント料の648万円はどういう考え方で出されたのかということと、それから斎藤氏が今回の設立当時の代表取締役ということで位置づけられておりますね。いわゆるこの斎藤氏は二足のわらじというような感じでございます。今後はこの斎藤氏は主役の一人であろうと私は思いますから、このコンサルタント、その主役の一人にコンサルタント料を払わないかん

のかなという疑問もございます。それと、やはり設立当時の代表取締役である斎藤氏がかわると、今度は出資者は400名を募集されるということでございますが、この出資者に与える信頼、こういうところはどうかという気がいたします。その点どうなるんでしょうか、お願いします。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） コンサルティングの委託料648万円、これは建物設計とかそういうのじゃなくて、一つは斎藤氏、フォアサイトが持っているコンサル能力というんですかね、だから建築でも超一流の方に頼めばすごいコンサル料になると、これと一緒にです。それだけの能力を評価してのコンサルティング、だからこちらフォアサイトも当然プロのコンサルサントですから、きちっとした見積もりは出てます。ただ、それを当たり前ですけどこんな値段じゃないですよ。だから、それは何を根拠にあげるか、それはその人のコンサルの会社の価値、フォアサイトの斎藤氏の実力からすると、1日当たりの単価とか企画力の単価とか、そういうもので決まってくるわけですから、そういう形での648万円ということで、私は決して高くはないと思っています。こんな大きな事業をやる上で、先ほどおっしゃったように任せるならまだ簡単だろうと思いますけど、町一緒になって指導しながら職員の指導もしてもらいながら経営を組み立てていこうという事業をたくさんのボリュームでやっていただくわけですから、私はこの金額はもうむしろ低価格じゃないかなと私は思っています。だから、議員がおっしゃった何を根拠にとかというのは、それもその能力をどう見るかだろうと思いますので、それは見積もりはきちっと出た上での査定であります。

それから、斎藤さんが今度設立するときには町だけじゃあれだろうから、まずはフォアサイトという会社が町と一緒に事業組み立てをするための準備会社を立てましょうというのが今回の会社ですよ。これから事業に入っていくときにきちっと事業を任せられる出資者、参加者が決まれば、別段その斎藤さんがするというわけではございませんので、なければ斎藤さんがするとおっしゃるかもしれん、けどそれを事業、私たち今から事業参加者を求めていこうとするわけですから、その時点でそれは決まってくるんじゃないかなと思います。それで、出資者がその斎藤さんに対してじゃなくて、僕は事業内容について出資参加をされてくるんだろうと思いますので、人についてどうこうじゃないだろうと思っています。

○議長（木下康一君） 有田議員。

○4番（有田行彦君） コンサルタント料については私はわかりませんので、町長がそう言われりゃ、そうかもわかりません。ただし、先ほど言いますようにレスポアールの横のバス

停あたり、そこに300万円のうち50万円もコンサルタント料を払ったという経緯がありますんで、これはどうかいなあと私は思いました。それはもういいとしまして、この齋藤氏が、じゃかつて道の駅とかに携わった、設計などにかかわられた経歴とかお持ちなのかどうか。というのは私あるきっかけでマッキンゼーという会社に齋藤氏が行ってらっしゃったという話聞きましたので、このマッキンゼーという会社はどのような会社かということをちょっとお聞きしましたら、ちょっとそれはかけ離れた会社じゃないかなという気がしました。それから、齋藤氏がということになれば、さっきの話じゃありませんが全てコンサルタントの言うとおりに、言うままじゃいかんだろうとは思いますが、やはりそれだけの実績のある人ですよという、道の駅についても、こういうところに道の駅を造られたんですよとか、そういう実績を示してほしいなど、こう思います。

それからもう一つは、出資者を募るとき、事業計画はもちろんのことですが、じゃ誰が責任を持って出資者を募るかということですよ。誰が責任を持って出資者を募るか。これは齋藤氏が責任を持って出資者を募られると思いますよ。私は、そしたら出資者の方は、あっ、齋藤氏が社長であるならば出資しましょうという形だろうと思いますよ。それが、いや、そりゃあやふやですよ、実はとかという、出資者の中でとかというふうな話じゃ、ちょっと出資者のほうでは不安があるんじゃないかということは今さっきから言ってるわけでございます。その点どうですかね。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 事業をやろうとしてるのは町なんですよ。だから、町と今度その出資者とかを広めていくというのは、町ともう一人今参加してるのがフォアサイトの齋藤さん、ここで株式会社食のひろばというのを造るわけですから、そこが責任を持ってその出資者を求めていくという形になります。

それから、議員がおっしゃるように齋藤さんだから出資をするんじゃないで、むしろちゃんとしたところであれば、その事業内容が参加される要因だろうと思いますので、幾ら齋藤さんがマッキンゼーにおられたとか、そういう人脈を持っておられるとか、それだけで民間の企業というのは出資はしてもらえんだろうと思いますので、ただそれが大きな力になることは確かだろうと思います。それと、齋藤氏は言われた道の駅の経験というのはないと思います。ただ、道の駅というのは、ちょっとそこだけ先走りするんですけども、道の駅事業というのは、それだけやるのであれば、何も齋藤氏の必要はないと思います。いろんなところのコンサルティングが道の駅を造ってきてるわけですから、現に齋藤氏よりもフォアサイトよりも以前に道の駅を提案してきたコンサルもあります。それはただそういう道の駅の事業というのはもうパターン決まっていますから、そこにじゃ直販所

を、物産館建てよう、じゃこの事業経営は誰がやるかというのは、そのコンサルタントではできないんですね。だから、今回はむしろ食のひろばを一つの集客の要素としてそこに事業として一緒にやったほうが効果があるということで道の駅の事業、そして直販所をその中に入れていこうということで、一つの合体事業としてやろうとする、そうするとどうしても経営がどうなのか、初めてやるそういう事業について、その経営ノウハウを力を持ってあるのが僕は齋藤さんだろうと思っています。マッキンゼーというのは御承知のとおり世界をかけたそういう不動産関係あるいは会社の経営のコンサルティングで、齋藤さん自身もマッキンゼーに10年ぐらいおられて、その後今度はマッキンゼーとの契約関係を受けられる立場になってお仕事されてる、で独立して今そういう会社経営、コンサルタントなど、これは今にしても齋藤氏もいろんな企業の社員に対する研修会の講師としてもあちこち全国行ってある方ですから、だから今回のプロジェクトで一番必要なそういう経営の能力というのを私は一番生かせるこういう方とはなかなか出会えないだろうと思っていますので、そういう意味で先ほどちょっと言いましたコンサルティングの委託料というのは決して高額な金額ではない、それだけ齋藤氏の出資をするほど、この事業に思いを抱いていただけてるんじゃないかなと、私はそう感じています。

○議長（木下康一君） 有田議員。

○4番（有田行彦君） 先ほど町長の答えの中で町が事業主体なんですと、まさか町長がこの代表取締役になるとかは考えてらっしゃらないだろうと思いますけども、私はこの齋藤氏がやはり株主ですよ、株主、だから私は今後もこの齋藤氏に対してコンサルタント料が発生するのか。齋藤氏は自分の会社を、ある意味じゃ自分の会社なんです、自分の会社を繁栄させるために努力するのは当然のことですから、株主としても、私はそう思います。それで、今後もコンサルタント料はマッキンゼーに払われるのかということと、事業主体は町である、しかし代表取締役は町長、私じゃないよと言われるのか、その点だけちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 今、このコンサルティングというのは、事業化に入れば、もうなくなります。

それと、今度の株式会社食のひろばというのは、本来は町で造ってもいいんですよ、町だけで、齋藤さん、別に入ってもらわない。だけど、やはり入ってもらったほうがいいんじゃないかという、その出資者の一人として。本当はまだフォアサイトだけでなく何か地元の企業さんとか入っていただければ、それが一番よかったんだけど、それまでにはきちっとした事業を組み立てな、なかなか町がやるからといって参加はしてくれないん

だろうということで、まずはこの事業の発端から入っていただいた斎藤さんも私も、じゃ株主として一緒に町とやりましょうということで2者で今してるわけですから、必ずしも斎藤さんがその事業を自分がやるために入った、基本はどっか別の事業会社が事業をやる人を見つけるために今斎藤氏と町が会社を作ってるわけですから、将来この人が必ず次の事業体の社長になるということではない。

それと、代表取締役が、今、私がなると思いますよ、私とか斎藤さんが、食のひろばは、これは事業会社については、町はそこは入らないよということで線を引きたいと思っています。

○議長（木下康一君） ほかに。

佐伯勝宣議員。

○6番（佐伯勝宣君） 先ほども質問ございました69ページの子育て支援事業費、久原小学校学童保育所の新築についてでございます、2,878万円ですか。ちょっと私も勘違いしとったかもしれませんが、ほぼもう場所は決定かなと思いましたが、今、こちらで確認しました第一候補ということで、ということは詳細、交渉というのはこれからなのかなということになるのかなと思ってるんですが、この予算を見て思いましたのが、ここの場所というのは町有地ですよ、ということで問題ないとして進められておるとは思いますけれども、この旧久原幼稚園跡ですか、ここに入る道、これはマトバミチというふうに呼ばれてるんですかね、これは若宮八幡宮と一体となってる、ですからこれは地元下久原区とも協議しなければいけない部分が出てくるんじゃないのかなと思っております。その辺の地元との協議、それがどうなってるかというのを私聞きたいんですけれども、答弁をお願いします。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 先ほど議員さんから御質問の中にあつたかなと、まだ議会ではそういう了解得られてないのかなと思いました。それで、決定という言葉にできなかったんですけど、いずれにしても先ほど言ったように場所はもう2カ所程度しか考えられないと思っていますので、そういう中でここの土地を第一候補として進める考えでいます。ただ、先ほどおっしゃったように実際に学童を預かってある方たちの意見は当然聞いていかないかなと思いますし、最終的に次の議会あたりまでには、議会のほうももし御意見等があるのであれば出していただきたいなと思っています。そして、今、質問のありましたここをする場合の入り口については、下久原の土地があるのであればそこを協議して、これから町道として認定をさせていただきたい。現状は、もう道路として若宮のほうも使用してあると思いますので、きちっと町有道路という形で、もしあそこに学童保育所を建てるなら

ば、そういう形をとりたいと思います。

失礼しました。もう町道があるということですので、私有地、区有地を使わなくても現道で。

(6番佐伯勝宣君「そうですか」と呼ぶ)

○議長(木下康一君) 佐伯勝宣議員。

○6番(佐伯勝宣君) 問題ないということですね、下久原区に対してということは。

それと、また再度繰り返しになりますが、あくまでも第一候補、もう決定かなと思ひよりしましたら、いろいろ議会の中でも声があるということで、ちょっとニュアンスが変わってきてるような気がするんですが、そこら辺を再度もう一つ確認したいのと、じゃこれはまだ協議してる段階ということで捉えていいんでしょうか。それとも、もう町はこういう方向でいきたいというようなことで、答弁をお願いします。

○議長(木下康一君) 町長。

○町長(久芳菊司君) 町としては、もうここを第一と決めてます。ただ、先ほどそういう御意見があったから、この場で決定というんじゃないくて、もう少し時間を置いてもいいかなと。

(6番佐伯勝宣君「わかりました」と呼ぶ)

○議長(木下康一君) ほかに。

吉村雅明議員。

○1番(吉村雅明君) 私は44ページの関係について質問をいたします。これは交通アクセスの対策費の関係でございまして、交通アクセス問題であります。これは平成22年度に町に地域公共交通活性化協議会、法定協が結成されまして以降、久山の交通アクセスについていろいろ議論がなされました。その当時、平成23年から西鉄の72番行き路線の廃止、それから27B篠栗線一部の乗り入れということが始まったところでございます。その後、福祉バスやまばと号からコミュニティバスのイコバスに運行と、久山の交通アクセスは大きく変わったわけでありまして。平成22年当初、私が言いたいのは、地域公共交通活性化協議会、法定協は3年間の時限立法のような形で最初出発をしたというように私は思っております。その後、久山町公共交通会議ということで設立の中うわさされたようでございますが、これが全く今のところ声も聞こえてこない。今後、これはなくて、今後は法定協という形で活性化協議会を今後も続けていくのかどうか、そのところを。なぜかといいますと、この久山町の交通アクセスは法定協設立の3年間は試行期間だよということで、当初からイコバスにしる西鉄の27Bにしる、いろいろ不満はあっても、その間には変えられないよと、試行期間だよと、いろいろそりゃ聞こえてくるけども、この3年間は試行期間で何

も変えるつもりはないよというようなことだったんだけど、いろいろやっぱり不満があって、時間の対応とか場所、停留所を変えたりと一部はありましたけれども、この3年間ほとんど大きくは変わっていない、最初のとおり試行期間は変えんよという形で進められてきたというように思ってるわけですが、その間に、と言われたにもかかわらず、私もそういうことで町民の皆さんにはこの3年間はあなたたちが幾ら不満があっても変えられんよと、3年後には変えるというふうになるだろうから、いろいろ考えておってくださいというような形もずっと伝えてきたわけです。しかし、本年3月31日で3年間の試行期間が切れるということで聞いております。ということは、いろいろ今まで要望が出されたことについて今後の関係をお聞きしたいわけですが、今回の26年度予算を見ますと、交通アクセス対策費の中では昨年よりも124万5,000円のマイナス予算ということになってまして、西鉄27Bにしろイコバスにしろ昨年と全く委託料は対応も変わっていない。また、今回のアンケート調査ではいろいろな不満、厳しい要望が出されているというように聞いております。この町民の要望に対して法定協として今後久山の交通アクセスをどう変えようと、また構築しようと考えてあるのかということをお聞きしたいと思います。特にこのイコバスのリース料については、もう平成28年にリースが切れるということも聞いておりますので、それらを含めて今後の交通アクセスの対応をどのように考えているのかをお聞きします。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 公共交通の法定による活性化協議会というのを3年前やってたんですけど、これが3年間というのは、久山町のコミュニティバス、それと路線バスをあわせての町の一番効率的な交通網を作るための計画策定が3年間、これを国が保障しましょうと、これが3年間だったんですよ。ただし、作っております活性化協議会というのは法定の活性化協議会、これは今後も存続します。というのは、そういう法律なんですよ。それを今後例えばコミュニティバスの路線網を変えようとか、あるいは路線バス等の内容を変えようとかというときは、この法定協議会に上げないと変えることはできないということなんですよ。そのかわり国はその運行補助を、コミュニティバスの運行補助を出しますよ。だから、運行バスの補助金を国からもらう以上は、そういう計画はきちっと法定協議会の中で上げて協議した上で今後は変更していくことになります。その基本となる路線バスとコミュニティバスとの連携計画を模索したのが最初の3年間、これについての計画補助もあってます。だから、これが一応この3年間で取りまとめという、今年度で取りまとめる形になると思います。ただ、ちょっと言われた3年間はもう扱われんよというんじゃないで、やっぱり一定の Spann を走らせて様子を見ないと、これまでにコミュニティ

バスは路線を変えたり廃止したりいろんな運行の経路を変えたりしながら、それでもやってきたんですね。これが試行錯誤の3年間であって、その中で利用者のアンケート調査なんかもしながら、今の大体最適なまとめになってくると思います。ただ、どうしてもイコバスというのは交通弱者といいますか辺地なところを中心として町民の方を拾っていかないかんという形で、どうしても路線距離が長くなる、そうすると時間がかかる、それとバスは1台しか出さないで、どうしても今度は帰りの便がなかなか思うようにならない、こういう問題があって、アンケートをとっても、こっちがよければこっちが悪いとか、だからこれはなかなか解決するのは非常に難しい問題、だからこれはまたこれから協議しながら変えていく、だから根本的に変えないかんかもしれません。例えば費用がかかってもバスを2台出すとか、ただそのときに利用者の人数等を考えた場合、一番問題なのはやっぱり費用対効果なんですよ。特に久山町は、皆さん、もうマイカーで動くということになれてありますので、その辺がバスの便を2台増やしたからといって利用者が2倍増えるとはちょっと見込めないかなと思いますけど、その辺は協議会、そして私も最終的には議会ともう腹を割って協議してどういう交通体系にするかというのをどっかで腹を決めないかんかなと思っています。1つには山田校区と久原校区の交通の利便性というのは基本的に違ってらるんですよ。どうしても山田のほうが非常に厳しい状況にある、そういうところを平等に回していったほうがいいのか、どうしても今一番ネックになってるのはバスの時間があき過ぎるとか、帰りの便がないとか、だからこれはどっかで先ほど言ったようにもう事業費を投入する、バスを増やす、もしくは時間のかからない運行にする、だから時間かからないというのが1つ問題なのが、このコミュニティバスに今、何百万円、2、300万円補助もらってますけど、これが今の距離から大きく減ると対象に外れるということなんですよ、前のやまばとバスが基本になってますので、これよりサービスを落とすと、その補助の対象にならないと、そんないろんな問題がありますので、こういうのを全部出して、議会の皆さんとも協議をさせてもらいたいなと、そして活性化協議会のほうにもまた上げて、どっかに落とすところを決めないと、いつまでたってもイコバスは利用が少ないとか費用対効果の面が言われるんじゃないかなと思ってますけども、裏にはそういう問題があるということも知ってもらった上で、本当に困ってる方、本当に利用が必要なところに、じゃ単費でもいいから回そうとか、そういうことはやり方もあるだろうと思いますので、これはぜひまた議会のほうにも投げかけたいなと思っています。

○議長（木下康一君） 吉村雅明議員。

○1番（吉村雅明君） 今の交通アクセスの関係について、ちょっと町長は3年間は何も変えられんとよというのは、もう最初から私はそのように聞いてたんで、皆さんにもその旨は

言うて、不満ながらも空気を運ぶエコバスとかいろいろ悪口たたかれる中でも、やっぱりこの3年間というのは運行されてきたなあというように思います。今回もアンケート調査の中を見ると、やっぱり非常に皆さんの不満も多い、そういうところを今後、今町長言われるように議会とも今後こういうふうにそういうところをして対応したいと。私たち議会としてもいろいろ検討をそういう話を執行部のほうからもらえば、一生懸命私たちは対応していきたいというように思ってますんで、少しでもいい久山の交通アクセスの構築に向けてお互いに頑張っていきたい、それだけ町民のこの交通アクセスに対しては非常に交通弱者の方も含めて非常に関心が高いし、お金もかかるというのはわかってる。少しでもお金出してでも便利なほうを、そういう形が非常に声も聞こえてくるし、久山の場合はJRもあるし、そういうところはJRなんかは特に西鉄と違って非常にお客さんは少ないのに今までも一回もやめるよとかというような話はまだ聞いてないし、途中はちょっとあったようですけども、いまだに運行しとる。そういうところを久山として利用するなり、それは今後いろいろ議会としても真剣に考えて対応していきたいと思ってますんで、今後ともそういう対応でお願いしたいと思えます。終わります。

○議長（木下康一君） 答弁はいいですか。

ほかに。

松本議員。

○9番（松本世頭君） 交通アクセスでちょっとお聞きします。協議会の中で町長も言っておられると思いますが、私は新宮町さんに停留している新宮町との福祉バス、このエコバスとの連携等についてちょっと町長の考えを聞かせていただきたい。

そしてまた、一般質問について、高速バス、佐屋のバス停を利用するために駐車場を整備して、この高速道路から天神に出ることを一度提言した記憶がございますけれども、そのときに答弁は検討すると言っていましたので、そのことについてお聞かせいただきたい。

次に、確認でございますけれども、まちづくりプロジェクトの推進費の648万円でございます。月に計算すると54万円、先ほど町長は言っていました、会社設立後、この委託料は発生しないということでございますが、例えば途中、今年度半ばに例えば会社が設立したとします。すると、この委託料の半分は、これ予算ですので減額補正で、減額とかそういうふうに組まれることになるわけですかね。その辺、ちょっと説明をお願いします。

それから、もう一点でございます、最後、山田地区への交通対策については、特に先ほど町長も申し上げておられましたように久原と比べまして山田というのは非常に不便でございます。先日、議会運営委員会で矢掛町に行ってみりましたところ、90平方キロメー

トルの矢掛町においては福祉バス3台を月水金、火木土と分けて3台を月水金はこの地区に一日中配備する、10人乗り合いのバスですね、ほんで火木土についてはこの地区へ、この地区に配備で重点的にやっとするんで、非常に住民から喜ばれております、というお話も聞いてまいりました。そういうことでございますので、議会にもお諮りしたいということでございますので、一日も早く別のお金を投入してでも10人乗りぐらいのバスでもようございます、8人乗りぐらいのワゴン車でもようございます、そういうのを山田校区に配備できるようにやっていただければと思っております。再度町長の答弁をお願いします。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） イコバス、コミュニティバスの新宮のバスとの連携ということ、これは当初からも考えとったんですけど、現実的には非常に難しいというのがあって、それとそれは一つは新宮との今度はバスの時間調整と、あくまでも久山のエリア内でしかバス停設けることできませんので、そうするとぎりぎりのところまでそこに行くか、そうするとまた今のイコバスの運行時間というのがさらに延びてくるとか、いろんな問題があつて、余りメリットがないといえますか、その利用者の、そういうことで、そこには。新宮町さんのほうに投げかけても、新宮町もそこまでは考えてないということでもございました。

それから、高速道路のバス停のところの整備をしたらどうかという、確かにいろいろ以前は単発的にはそういうところでもやればそこまで車で行って乗せるとかあったんですけど、今回はそういう単発じゃなくて町全体のそれを交通、コミュニティバスを回して通勤者とか全てを路線バスとの連携を図ろうということでこの計画に切りかえてますので、今のところ単発でその高速道路の乗り合いバスのところの整備をとすることは考えてはおりません。

それから、まちづくりのコンサルですけど、準備会社が要するに事業化に進むよということになれば、そこでもうコンサルティングは本来事業関係になってくるわけですから、組み立てをしてやり上げるまでは、当然コンサルの委託というのは発生すると考えてます。事業会社ができれば。

○議長（木下康一君） よろしいですか。

松本議員。

○9番（松本世頭君） じゃ、今の交通アクセスについては意味はわかりましたけれども、できたら本当に山田から市内に出るには非常に不便でございますので、そういうことも念頭に置かれて、ぜひ別の資金でも投入して、交通弱者のために一日も早く検討していただきたいと思っております。町長の考え次第で我々もすぐ賛同できますので、よろしく願いいたします。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 本当に交通の理想的な形というのは、なかなかはっきり言って難しいなと思っています。議会にもぜひお願いしたいと言ったのは、やはりどうしても校区によって状況が違う、そういうところを本当に克服していかんと、実態に合った形で、じゃもう解決策を見ていこうとか、だからこれは当然執行部でも考えますし、所管委員会でもいろいろ調査とかしていただけたらと思いますので、一緒になってぜひ模索していきたいなと思います。

○議長（木下康一君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） ないようでございますので、質疑を終結いたします。

ここで午前の会議を終了しまして、午後1時から再開いたします。

休憩に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後0時00分

再開 午後1時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（木下康一君） 引き続き午後の会議を開きます。

その前に町長よりちょっと発言の申し出がっておりますので、許可します。

町長。

○町長（久芳菊司君） 先ほどの有田議員さんの質問の中でのやりとりでの私の説明に議会の差があったらちょっと将来困るなということで、ちょっと追加説明をさせていただきたいと思います。

いわゆるコンサル料なんですけれども、事業会社ができる事業に移ればということで申しましたので、あくまでも今回造る食のひろばの会社じゃないということですね。それから、もちろん事業の進み具合によって、この金額がずっと続く、まずは今年度で大体の事業、あれができてくるんじゃないかなと思いますので、あとはその事業が動き出すための相手方を作って、そういう中で当然仕事量もこれは変わってくると思いますので、ゼロになったり減額になったり、そういう形でその時期ちゅうのを見きわめさせていただきたいなと思っていますので、誤解のないようにお願いします。

○議長（木下康一君） 議案第16号平成26年度久山町一般会計予算に対しましては、有田行彦議員外1名からお手元に配付のとおり修正動議が提出されております。したがって、これを本案とあわせて議題とし、提出者の説明を求めます。

有田行彦議員。

○4番（有田行彦君） それでは、修正案の概要を、提案理由を御説明申し上げます。

議案第16号平成26年度久山町一般会計の予算の一部を修正します。

町長の公約、人口増はとりあえず1万人を目指すと。現在、約8,400人、あと1,600人。今、久原側、上久原地域に約300戸でき、完成日に近づいていきます。完成すれば人口1,000になる、そして子供たちは計算どおりいくかどうかわかりませんが450人ほど増えていくと。山田側は上山田地区や草場地区で約110戸できます。日本での一般家族構成は1家族大体3.5人から4人とされています。これから久山に定住する人はローンのきく年代、35歳から45歳、こういった年代は既に今の白谷地域と、あるいは風月原あたり、あるいは希美野あたりには非常に多い年代であります。その関係で住民税も少し上がって、いわゆる給与所得者が増えてきているということだとは思いますが、が一番多いだろうと考えます。その人たちには子供は1人から2人はいる。久原、山田で約410戸で、そうすると人口は約1,600人前後になる。そうすると、1万人に達しますね。新宮町では1年で1,337人増えます。就学前の子供が209人増えております。久山町の場合、1,600人増えた場合は子供が300人近く増えてくるのではないかと考えられます。そうすると、人口増の受け入れ施設とか子育て支援のためには、できるだけ近くに幼稚園はあるべきである。久原、山田両幼稚園は必要である。よって、統合で組まれた予算案に対し予算の一部修正を提出いたします。

以上。

○議長（木下康一君） 提出者の説明が終わりましたので、これより修正案に対し質疑のある方はお受けします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑もないようでございますので、質疑を終結いたします。

（6番佐伯勝宣君「ちょっと待ってください」と呼ぶ）

もう終結します。

ただいまから討論をお受けします。

修正案がありますので、まず原案に対して……

（6番佐伯勝宣君「議長、質問がございます」と呼ぶ）

（「先へ進めてください」と呼ぶ者あり）

（6番佐伯勝宣君「取り下げます」と呼ぶ）

終結を宣言いたしましたので。

（6番佐伯勝宣君「宣言をしても、それを」と呼ぶ）

ただいまから討論をお受けします。

修正案がありますので、まず原案に対する賛成討論をお受けいたします。

松本議員。

○9番（松本世頭君） 私は、この統合幼稚園の原案については賛成をいたします。なぜならば、今、現在の山田、久原両幼稚園を統合することによって町立幼稚園を維持するという考え方でございます。またそれから、今久原、山田両幼稚園においては、どちらかには私も勉強不足でございますけれども嘱託職員が非常に多いと聞いております。やっぱり正式な職員でないといろいろな研修が受けられません。高度な研修を受けていただいて、そしてその教育を受けた実践を子供たちに伝授していただいて、そして立派な子供たちを育てていただくためにも、この統合幼稚園はいたし方ないと。いろいろな町民の意見もありますけれども、将来を見据えて両親の負担を軽減するためにも町立幼稚園を維持するためにも統合幼稚園はやむなしとっております。そのことによって私は賛成といたします。

○議長（木下康一君） 次に、原案修正案に対する反対討論をお受けします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 次に、原案に対する賛成討論をお受けします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 次に、修正案に対する賛成討論をお受けします。

本田議員。

○8番（本田 光君） 議案第16号平成26年度久山町一般会計予算修正案に対する賛成討論を行います。

予算書の教育費の目に久山町立幼稚園建設費基本設計委託料として540万円が計上されております。すなわち久原、山田町立幼稚園の統廃合幼稚園を上山田地区の土地区画整理事業の隣接地に町が用地を取得し29年開園で進めるといふふうに言われております。一般質問でも3月5日でも伺ったように、両幼稚園の老朽化が進み、建てかえの時期に来てる事実は私もわかっております。両幼稚園について長く親しまれ、自然環境にも恵まれ、子供たちは自然の中で伸び伸びと生活をし、他町にないような保育内容の充実、また保育料が安くて助かっている、統合幼稚園ではなく校区ごとに従来どおり造ってほしいという声も聞きます。久山町の基本構想では人口増を目指しており、子育てするなら久山町と言われるぐらいの覚悟が必要だと思えます。しかし、町長の今までの発言を聞けば、あたかも議会が統合幼稚園を承認しているかのように言われてきましたけれども、議会全員協議会に報告しているというふうにも町長は言われましたが、議会全体での統合幼稚園建設について議会は決定しておりません。また、町長は26年度一般会計予算の中で審議をしてもらい

たいと言われましたが、余りにも乱暴な行為だというふうに言わざるを得ません。しかし、山田幼稚園園舎を建てかえする移転先は上山田地区の土地区画整理事業の隣接地でよいというふうに思います。3月一般質問でも行ったとおりであります。一方、久原幼稚園園舎建設についても、車駐車場確保の検討、いずれの幼稚園建設についても統合ありきではなく財政計画を立てて久山町の未来図を示し、保護者や幼稚園、保育関係者、子ども・子育て会議など十分協議、議論を深め、議会でも十分協議検討し、若い人たちがこの久山町に生活し子育てしやすいまちづくりを目指すべきであります。したがって、平成26年度久山町一般会計予算修正案に賛成討論といたします。終わります。

○議長（木下康一君） 次に、原案に対する賛成討論をお受けいたします。

吉村議員。

○1番（吉村雅明君） 私は今の件についてでございますが、幼稚園の統合と建設場所について町長提案に対しての賛成討論を行います。

私はこの件については12月議会で久山統合幼稚園建設のイメージ計画はという形で町長に一般質問を行ったところでございます。その中で町長は9月議会の中身として建設場所は上山田地区の土地区画整理事業を推進する中で山田小学校隣接の一区画を取得し建設すると言われております。また、統合幼稚園は久山町に合った特徴のある幼稚園にしたいと、またいろいろの環境整備をしたいと、基本的には温かみのあるやわらかさを感じる木造にしたいと、また保護者からの要望が非常に強い放課後の預かり保育についても環境整備を整えていきたいと、建設に向けての具体的な計画が示されたところでございます。この幼稚園問題、確かに山田校区に建設するということになれば、久原校区の皆さんは大半は反対されるだろうというようには思います。そうすれば、今のように校区ごとに幼稚園を新築して駐車場も広くとるといふ、これらならば反対者も出ることないのかなあという気が私はいたします。しかし、私は現状それが許される状況にはないと思っております。今から耐震もしなければならぬ老朽化した現2つの幼稚園の新築と駐車場の確保等、本当に必要かと考えた場合、財政上からも大変な出費でありますし、不経済なのかなあというように思っております。このような2幼稚園建設より統合幼稚園建設のメリットというのが私は非常に大きいというように考えております。確かに問題を提示されております今後一時期は人口、児童の、園児といいますが、数は増えるかもしれません。しかし、数年後を見ると、どうしても確実に園児含めて人口は減少するというのが目に見えてるというふうに思います。もう先に松本議員のほうからも言われましたように定数の関係もあり、今の先生の正職員化というのが非常に2園であれば難しい、しかし1園になれば、統合ということになればこれができるのかなというように言われておりますし、午後

の預かり保育の体制整備もできると、それから木造の建設なり駐車場の確保が確実にできていくだろうと。財政上の関係も国の補助金を使っての建設ができます。反対という方たちにお聞きすると、もう補助金は使わなくても町の10億円の財政調整基金を取り崩してでも早急に建てろという意見もあるようですが、これはやっぱりむちゃな話だというように思います。やっぱり補助金を使って工法なりあの場所に建ててほしいというのが私の意見でございます。

以上、幼稚園の統合、建設場所ともに執行部提案の幼稚園建設に賛成し、討論いたします。

○議長（木下康一君） 次に、原案修正案に対する反対討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 次に、原案に対する賛成討論をお受けします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 次に、修正案に対する賛成討論をお受けします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 次に、原案に対する賛成討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 次に、原案修正案に対する反対討論をお受けします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 次に、原案に対する賛成討論をお受けします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 次に、修正案に対する賛成討論をお受けします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） それでは、これにて討論を終結いたします。

これより議案第16号平成26年度久山町一般会計予算の採決をいたします。

まず、本案に対する有田行彦議員外1人から提出された修正案について採決します。

本修正案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（木下康一君） 起立少数であります。よって、修正案は否決されました。

次に、原案について採決します。

原案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（木下康一君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号平成26年度久山町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。
本案に質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑もないようでございますので、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。

これより議案第17号平成26年度久山町国民健康保険特別会計予算の採決をいたします。
本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（木下康一君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、議案第18号平成26年度久山町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。
本案に質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑もないようでございますので、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。

これより議案第18号平成26年度久山町後期高齢者医療特別会計予算の採決をいたします。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（木下康一君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、議案第19号平成26年度久山町下水道事業特別会計予算を議題といたします。
本案に質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑もないようでございますので、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。

これより議案第19号平成26年度久山町下水道事業特別会計予算の採決をいたします。
本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、議案第20号平成26年度久山町水道事業会計予算を議題といたします。
本案に質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑もないようでございますので、討論を省略し、採決を行いたいと思っておりますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。
これより議案第20号平成26年度久山町水道事業会計予算の採決をいたします。
本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
ここでお諮りいたします。

議会閉会中の継続調査について、会議規則第75条の規定によって、常任委員長及び議会運営委員長からお手元に配りました調査事項のとおり所管事務、所掌事務について閉会中の継続調査の申し出があります。委員長からの申し出どおり、閉会中の継続調査とすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上をもちまして本日の議事日程は全て終了いたしました。

これをもちまして平成26年第1回3月定例議会を閉会したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議もないようでございますので、平成26年第1回久山町議会3月定例会の閉会を宣告します。

長期間にわたり御審議いただきましてありがとうございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉会 午後1時20分